

# 保護者・地域のみなさまへ

滋賀県教育委員会では  
「学校における働き方改革」に取り組んでいます。

## 「学校における働き方改革」について

「学校における働き方改革」の目標は、子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくことにあります。

そのために、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でいきいきと勤務することのできる環境の整備に取り組んでいます。

## 学校における働き方改革取組方針を策定

上記の取組を推進するため、平成30年1月に学校における働き方改革取組方針を策定しました。この方針のもと、学校における働き方改革取組計画を策定し具体的な取組を実施するほか、各学校の実情に応じて取組を進めることとしています。

### 学校における働き方改革取組方針 目標（平成32年度）

○ 超勤時間が月45時間超の教員を減らします	全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合  県立学校 28.6%（※） → 15%以下
○ 年次有給休暇の取得を促進します	10.6日（平成28年） → 14日以上 （1人あたり年間平均取得日数）

（※） 県教育委員会の通年における平成28年度勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

# 滋賀県立北大津高等学校における長期休業期間中の学校閉庁(休校)日の試行導入について

「学校における働き方改革」の取組として、本校では以下のとおり長期休業期間中の学校閉庁(休校)日を試行的に導入いたしますのでお知らせいたします。

保護者・地域の皆様方には取組への御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 夏季休業期間中の学校閉庁(休校)日について

- 滋賀県教育委員会では、教職員が健康でいきいきと勤務することのできる環境を整備するため、学校閉庁(休校)日の設定を促進しています。(文部科学省が示した学校における働き方改革に関する緊急対策においても長期休業期間中において一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととされています。)
- 上記の状況を踏まえ、本校では今年度より夏季休業期間中に学校閉庁(休校)日を試行的に導入いたします。
- 学校閉庁(休校)日の期間中は、週休日等と同様に校務全般を休止し、児童生徒の登校は原則としてできません。(日程の都合により部活動、補習等を実施する場合があります。)また、事務室の窓口業務も休止させていただきます。

## 本校の学校閉庁(休校)日の期間について

- 平成30年8月13日(月)から8月15日(水)まで

## 学校閉庁(休校)日の期間中の連絡先について

- 学校閉庁(休校)日の期間中に緊急に連絡が必要な場合は滋賀県教育委員会事務局に連絡してください。  
(勤務時間 平日 8:30~17:15)
  - ・学校教育に関すること(県立中・高) 高校教育課 TEL:077-528-4571
  - ・学校教育に関すること(特別支援) 特別支援教育課 TEL:077-528-4641
  - ・教職員に関すること 教職員課 TEL:077-528-4531

### 【お問い合わせ】

- 「学校における働き方改革」の取組・学校閉庁(休校)日の実施について  
滋賀県教育委員会事務局教職員課 人材育成・働き方改革係  
TEL:077-528-4536 E-mail:ma03@pref.shiga.lg.jp
- 学校の運営に関することについて  
滋賀県立北大津高等学校 ※学校閉庁(休校)日の期間中は対応できません。  
TEL:077-573-5881 E-mail:ma47e@pref.shiga.lg.jp